

さいたま市告示第 1815 号

屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 7 条第 4 項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第 8 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成 14 年条例第 109 号)第 21 条の 2 及び第 21 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 5 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- | | |
|---------|-------|
| (1) はり札 | 183 枚 |
| (2) 立看板 | 4 枚 |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本 2 丁目 16 番地 3

4 連絡先

- | | |
|--------|----------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局 都市計画部 南部都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 048(840)6178 |

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和7年12月5日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数 量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	緑区	はり札	24	令和7年11月4日	8時30分 から 17時00分	令和7年11月4日	17時00分	
2	南区	はり札	1	令和7年11月5日	8時30分 から 11時00分	令和7年11月5日	11時00分	
3	南区	はり札	9	令和7年11月5日	8時30分 から 17時00分	令和7年11月5日	17時00分	
4	緑区	はり札	6	令和7年11月5日	8時30分 から 11時00分	令和7年11月5日	11時00分	
5	緑区	立看板	2	令和7年11月5日	8時30分 から 11時00分	令和7年11月5日	11時00分	
6	浦和区	はり札	1	令和7年11月5日	8時30分 から 17時00分	令和7年11月5日	17時00分	
7	中央区	はり札	27	令和7年11月7日	8時30分 から 17時00分	令和7年11月7日	17時00分	
8	中央区	立看板	2	令和7年11月7日	8時30分 から 17時00分	令和7年11月7日	17時00分	
9	南区	はり札	29	令和7年11月11日	8時30分 から 17時00分	令和7年11月11日	17時00分	
10	南区	はり札	31	令和7年11月14日	8時30分 から 17時00分	令和7年11月14日	17時00分	
11	浦和区	はり札	28	令和7年11月18日	8時30分 から 17時00分	令和7年11月18日	17時00分	
12	浦和区	はり札	27	令和7年11月21日	8時30分 から 17時00分	令和7年11月21日	17時00分	
	計	はり札	183					
		立看板	4					